

第8回 豊岡市公営企業審議会 議事録（要旨）

開催日時 2021年9月16日（木） 14時30分から15時50分まで
開催場所 市役所本庁舎 大会議室
出席した委員 山口会長、坂本副会長、井垣委員、作花委員、都築委員、
長坂委員、勾田委員、宮下委員、米田委員
欠席した委員 長田委員
事務局 水道課 谷垣課長、和田参事兼課長補佐、西田水道経理係長
下水道課 榎本課長、堀田参事兼施設係長、松岡課長補佐、
山本下水道経理係長
傍聴者 なし
司会進行 事務局、会長

1 開 会（14時30分）

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

会長から委員名簿順に従い、宮下委員と米田委員を指名。

4 議 事

(1) 今後の水道料金・下水道使用料のあり方について《料金等改定の検討》

会 長：前回の会議をもって、審議はひとまず終了した。これまでの内容を取りまとめた答申書を作成し、それを市に渡して、審議会の役目を終えることになる。これまでの審議内容について、事務局から説明いただき、確認させていただきたい。

水道課から「前回までの審議内容の最終確認」について、資料に基づき説明。
(質疑)

委 員：今更ながら、これまでの審議では、各世帯で1つの水栓契約、大きい事業所でも大きな口径のものを1つ、多くても2つぐらいであろうという認識でいた。先日、城崎のある旅館から、17個の水栓があるという話を伺った。城崎温泉は本当にお客様が少なく、大変しんどい状況が続いている。水栓をたくさん契約している事業者があるということを全く認識しないまま審議をしてきた。1事業者で多くの水栓契約をしている場合というものに対して、何か特約的な内容を答申に盛り込むことができないかと思う。

事務局：現実的には無理かなと思っている。例えばアパート経営など、1つの事業者で多くの水栓を持っているというのは、必要があつて持つ

ているということになる。このような場合、統合できるものは統合していったり、不用なものは廃止していくなど、個別に相談していくことになると思う。

会 長：そういう事業者に対して、料金的な対応で考慮することは難しい。今回の料金改定についても、口径の大きいものについては、あまり値段を上げず、コロナ禍で大口径使用者への配慮という部分を込めて検討してきた。可能であれば、付帯意見等でコロナによる影響への対応について触れる。また、水栓の統合などを相談し、地道に対応していくしかないかなと思う。

委 員：答申書の中に、そういった事業者もあるので、何らかの考慮をしてほしいということを書き加えてほしい。

会 長：答申書の中身に入っていきたい。先ほどの意見についても対応していただきたい。事務局が今までの審議を踏まえて案を作成しているので、説明いただきながら、必要な文章等を付け加えていくという形で審議していきたい。

水道課から「答申書素案（1はじめに）」について、資料に基づき説明。

(質疑)

なし

水道課から「答申書素案（2答申）」について、資料に基づき説明。

(質疑)

委 員：「いわゆる生活困窮者等に対する配慮の必要性について検討したが」というところに、事業者も入れてもらえないか。

会 長：コロナ禍で困っている業者の方に対して、どのように負担をお願いするのかということ。まったく配慮してないわけではない。ここに書き加えると、配慮してないことになってしまうので、どこに書き加えるのか、課題として後ほど考えることとする。

委 員：「将来にわたって安定して事業を継続する」と書いているが、上下水道というのは、人間が生活していく上で絶対に必要なものである。上下水道は安心安全なもので、水を提供することは大事であり、そのためには、現状では料金を値上げせざるを得ない、と現状をもう少し強く表現した方がいいと思う。具体的な修正案までは分からないが、将来にわたって安定して事業を続けるという表現は行政用語であり、もう少し市民に対して、なるほどなと思うような、強烈的な文言があってもいいと思う。

会 長：もう少し、生活にとって欠かせないもの、というニュアンスを表現した文章をとということ。本日の審議の終わりまでに考えて、上手くアイデアが出れば、修正案を出していきたい。じっくり考えた方が良さそうであれば、一度お時間いただき、後日、書面で問い合わせ

せるようなこともある。先に付帯意見のところまで説明いただき、その後検討したい。

水道課から「答申書素案（3付帯意見）」について、資料に基づき説明。
(質疑)

委員：共通の部分のアについて、「そのためには、中長期的な視野に立った計画的な経営」とあるが、今回の算定期間でもある5年ごとの見直しではなく、例えば、10年、20年の長期的な料金の見直しを考えると意味なのか。

事務局：水道料金、下水道使用料の適正なあり方については、5年ごとに検討するというので、以前に決めていただき、それに基づいて、今回も5年ごとの見直しとして検討している。経営戦略とは、もう少し長いスパンの投資なども含めた事業の進むべき戦略であり、特に水道については、料金改定で値上げということになれば、経営戦略が古くなり、今回検討いただいた内容に置き換えながら、水道事業を経営する上での計画的なものを見直して、長期的な経営をしっかりと行うようにという意味である。料金検討の5年とは違うものである。

会長：料金の見直しは5年ごとであるが、経営戦略を策定した時の条件と状況が変わってくるので、経営戦略を見直した方がいいのではないかとということ。

事務局：先ほども委員から意見をいただいた、生活に重要だという部分を答申に上手く表現してほしいということについて、付帯意見の水道事業のカで、生活インフラということで生活に欠くことができないという内容を書いている。これに付随したような内容で答申の方に書いた方がいいのか、それとも、このように付帯意見でいくのか、ご検討いただければと思う。

会長：つまり、カのところ、水道事業は、生活に欠くことのできない極めて重要な生活インフラであり、と書くのでは遅すぎるので前に答申の部分に書くのか、それとも、このカで書いているからいいのではないかとということを決めてほしいということ。皆さんの意見はどうか。前の方に書いた方がいいような感じか。

委員：当然、答申の方に書いた方が強いと思う。付帯意見では弱い。答申の方に書くべきであると思う。

委員：賛成。

会長：答申にも付帯意見にもどちらにも一緒に書いてもいいと思うので、答申の「できる限り現役世代と将来世代の負担の公平性を確保し、かつ」の後に、「水道事業は、生活に欠くことのできない極めて重要な生活インフラであるので、将来にわたって安定して事業を継続するためには」というように、答申の部分にその要素を持って来ても

いいのではないかということ。この文章を参考に、答申の当該部分に何か文章を入れる対応を考えた方がいい。

事務局：はじめに、の下の方に「上・下水道は、安全・安心な市民生活や企業活動に必要不可欠なライフライン」ということを書いている。このあたりを答申に映していくか、諄いようでも、何回でも書くのかということもある。はじめに、でも弱いということであれば、答申の方に寄せさせていただく。

会 長：今の方向としては、答申の中でもう少し表現を強めてほしいということなので、そのように対応する必要があると思う。

事務局：了承した。

会 長：コロナ対応の問題についても、答申に盛り込んでいく。付帯意見の共通部分に書くことも可能なので、両方に書くことも方法である。政府の見解として、今年ワクチン接種が終わったとしても、インフルエンザ並みの状況に戻るには、2～3年必要と言っているので、今後の影響というのを考えると、この共通部分に書いてもいいと思う。答申について、まず、生活困窮者については、別の対策できちんと対応していただき、水道料金とは切り離す。生活保護費の中で生活に必要な公共料金の負担というものが含まれており、二重に対策する必要はないというのが、この審議会での見解である。コロナ対策についても、必要なことはやっていくが、政府の対策も含めコロナ対策をしっかりとすることは書いていかなければならない。これも両方に書くか、答申の中だけで留めるのかということをご皆さんに伺いたい。

委 員：生活困窮者に対する対応と先ほどの城崎の事例にあったようなコロナ関連の対応は、同一に扱うのではなく、別にした方がいいのではないか。

会 長：その通り。生活困窮者の対応とコロナ対策のことについて、答申に書いた方がいい。大口需要者の中には、コロナの影響で観光客が減り厳しい状況にある中で、さらに負担を求めるというのは、コロナ対策上あまりよくないのではないかという議論があるので、その点を踏まえて、料金の見直しにあたっては、総合的に考慮する必要がある、とした文章の下あたりに一文をいれる。コロナ対策と生活困窮者に付帯する対策を並列して書く。ただし、2つのことを書くとした場合に、答申の部分だけでよいとしてもいいのか、それとも付帯意見の共通の部分にも書くのがいいのか、ご意見があれば伺いたい。

委 員：できれば、共通のところにも書いていただきたい。大口の事業者であっても、コロナの影響を受けてないところもあるかもしれない。そのあたりは難しいところだと思うので、個別に対応願いたいと添えていただけるとありがたい。

会 長：そのあたり、生活困窮者への対応というのは、政府の対応も検討さ

れてきていることなので、比較的すっきりと書ける。コロナについては、まだ、対策や対応が十分ではないところもあるかと思うので、その部分については、文章を添えてもいいのではないかと。

事務局：コロナ対応について、現状として、支払い猶予の制度を設けてやっている。個別にというのは難しい。

会 長：状況に踏まえてということ。

事務局：来年4月1日からの適用を予定している料金改定の時期について、コロナ禍の状況を見ながら適切な時期を判断してほしいというような内容で書くの構わない。そういった手法もとれると思う。

委 員：コロナで厳しい状況にある事業者を、今回の値上げの検討で見捨てたわけではない、ということを経営者に今回の答申で伝えたい。

会 長：この箇所の表記は考えた方がいい。先に付帯資料の説明をいただいて、再度議論させていただきたい。

水道課から「答申書素案（付属資料）」について、資料に基づき説明。資料3「審議会で検討した料金表」について、改めて平均改定率を計算したところ、17.37%となり、これまでの審議で決めていただいた、17.3%を超えるため、事務局から17.3%以内となる料金表を改めて提案した。従量料金の改定単価は変えておらず、基本料金の改定単価を、概ね一律の改定率という審議会での考え方に沿って一部調整した。

(質疑)

会 長：修正前の料金単価では、平均改定率が17.37%になってしまうことが分かったとのことだが、修正後の料金表では平均改定率が何%になるのか。

事務局：17.3%を少し切るぐらい。17.28%。

会 長：料金表を少し改めたいとのこと。これまで検討してきた料金表が17.3%に収まると思っていましたが、精査してみると17.37%になった。17.37%だと、切り捨てれば17.3%と言えるが、四捨五入すると17.4%だと言われる。平均改定率が17.3%と言えるように、単価を調整したい。考え方を変えずに、基本料金の単価を少し修正すると、17.28%となる。これであれば、四捨五入しても17.3%となる。

事務局：17.37%であれば、17.3%を目指してきたところで、700万円ほどオーバーになる。料金をいただき過ぎる設定になる。あくまで、程度であるので、17.37%をもって17.3%としてもいいかもしれないが、できるだけ、値上げ幅も抑えた方がいいということも考えると、もう少し下げた方がいいのではないかと提案した。

会 長：委員の皆さんから、料金表の微調整について、意見等あれば伺いたい。

事務局：基本料金の改定における、基本的な考え方について、改定率を概ね一律で値上げすると決めていただいた。修正後の料金表もその通り

になっている。これまでの審議内容から外れたものにはなっていない。

会 長：議会にもそのまま出ていくものであり、つじつまの合わないものはなくしていくということで、数字も調整しておいた方がいい。修正したもので答申に盛り込んでいきたいが如何か。

委 員：異議なし

事務局：審議会でも検討していただいた料金表として、本日の資料も後日差し替える。ホームページに掲載する資料も差し替えたもので対応させていただく。

会 長：答申書について、この場ですぐに修正案を出すのは難しいので、修正箇所について、会長と事務局で調整の上、原案を作成し、もう一度皆さんに見ていただきたいと思っている。ポイントとしては、答申の部分で、「できる限り現役世代と将来世代の負担の公平性を確保し、かつ、将来にわたって安定を継続するためには」の箇所に、もう少し、水道は市民の安全安心な生活に必要な不可欠なインフラである、生活に必ず必要になる、というような内容となるよう、もう少し強調した文章に変える。また、「料金の見直しにあたっては」以降「世代間の負担の公平性」等を総合的に考慮するという必要がある、という文章の後に、コロナ禍における事業者への配慮に関する文章を一文入れる。さらに、付帯意見の共通のイの後に、コロナ禍における事業者への配慮についての文章を入れる。以上の箇所については、会長と事務局で文案を作成し直して、委員の皆さんにもう一度ご覧いただくように、事務局と作業を進め、30日までに正案を作りたい。

水道課から答申書に係る意見の集約方法について説明。

(質疑)

なし

5 今後の予定

事務局から、次回は9月30日（木）で、答申内容を最終確認した後、市長へ答申、市長との意見交換を予定していると説明。

6 閉 会（15時50分）

坂本副会長あいさつ